



マチレット

2026年度

姫路市

あなたとマイホームのための
エンディングノート

あなたらしい“これから”と、長年過ごした
大切な「マイホーム」の“これから”を考えましょう!



名前

2026年3月発行

地域密着の不動産会社 T&Cエステートは 空き家のお悩み

なんでも相談所



- ☑ 相続したばかりでどうしたらよいかわからない…
- ☑ どこに相談したらよいかわからない…

相談無料

0円

そんなあなたからのご相談をお待ちしております。

安心ポイント1

秘密厳守

近隣に知られたくない場合でもご安心ください。秘密厳守をお約束させていただきます。

安心ポイント2

分野を問わず

何でも相談OK

税理士、司法書士など、各分野の専門家と連携。幅広い内容の相談に対応いたします。

安心ポイント3

責任を持って対応

代表が、最後まで責任を持って対応いたします。担当者が異動でいなくなることはありません。

まずはお気軽にお問い合わせください

お問い合わせはこちらから ▶ **TEL079-431-5531**

T&C エステート 株式会社

〒675-0054 兵庫県加古川市米田町平津243番地1

✉ info@t-estate.co.jp
https://www.t-estate.co.jp/

HPIはこちら

免許/宅地建物取引業 兵庫県知事(4)第401283号
加入団体/公益社団法人全日本不動産協会、公益社団法人不動産保証協会



自分が亡くなったあとはどうなる？

まず、思い浮かぶのは、葬儀、お墓、保険や預貯金の解約などではないでしょうか。忘れられがちかもしれませんが、実は「不動産」をどうするのが、とても重要なのです。不動産は、所有者が亡くなれば相続財産となり、配偶者や子どもたちに承継されることとなります。

不動産の中でも特に家屋は、適切に管理をしなければ周辺の住環境に悪影響をおよぼすおそれもありますので、将来のトラブルのもととなることのないよう、解体、売却、管理を継続するなど、どうするかを考えて、家族や親族に伝えておく必要があります。

準備をしておかないと、「こんなはずでは！」と困った問題が起きてしまいます。

- 「ゆくゆくは、実家を継ごう」と思っていたのに、相続問題が起きて、何年も空き家になってしまった。
- 「家を売ったお金で、有料老人ホームに入ろう」と思っていたのに、判断力の低下で家の処分ができなくなり、空き家になってしまった。
- 「リタイアしたら姫路の実家に戻ろう」と思って空き家にしていたら、動物が入りこんで、汚されてしまった。
- 空き家を察知され、放火の被害に遭った。
- 台風で空き家の屋根が飛んで、通行人にケガをさせてしまった。 など

第4章からは、あなたのためのエンディングノートも付いています。思い立った時に、少しずつ書き込むことで、マイホームの“これから”を具体的にイメージしてみませんか？

もくじ

第1章 空き家を放置すると ……………	2	第6章 わたしのこと ……………	7
第2章 空き家化の予防 ……………	3	第7章 もしもの時は ……………	11
第3章 空き家になってしまったら ……………	3	第8章 エンディング ……………	14
第4章 人生会議 ……………	5	第9章 大切な人たち ……………	17
第5章 終活支援事業 ……………	6	第10章 財産について ……………	19
		第11章 おくやみガイド ……………	20

※個人情報が含まれるため、大切に保管しましょう。

※当冊子には、法的効力はありません。法的効力を求める場合は、遺言書の作成が必要となります。



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う「マチのブックレット」です。

2026年3月発行

発行：姫路市 住宅課

編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

第1章

空き家を放置すると

老朽危険空き家になるまでのプロセス

空き家の発生原因

- 一人暮らしをしていた方が亡くなった(子供なし)
- 一人暮らしをしていた親が亡くなり、別居の子供が相続
- 一人暮らしをしていた高齢の親が施設にはいることに
- 親が高齢となり、別居の子供と同居することに
- 一軒家の維持管理が大変になり、マンションに引越し
- 家が手狭になったけど、建替ができないため引越し
- 転勤となり家族で引っ越すことに など

空き家を放置する発生原因

- 相続の知識不足、困難(未相続、権利関係の複雑化)
- 家財の撤去が困難(仏壇等)
- 買い手と売り手が結びつかない
- 売却・貸出への抵抗感
- 建替等への法的な制限・立地条件
- 税の住宅用地特例が外れる
- 管理意識の低さ など



空き家の状態では、 固定資産税の特例 適用外 の可能性があります。

住宅用地の特例措置とは、住宅用地のうち一定のものについて、固定資産税が最大1/6まで減額されるもので、平成26年度までは、全ての住宅に適用されていましたが、平成27年度税制改正の大綱において、適切な管理が行われていない空き家の敷地に対して、住宅用地の特例措置は適用されないことになりました。

また今後は、特定空家等と同様に、管理不全空家等(放置すれば特定空家等になるおそれがある空き家)も、指導・勧告・固定資産税の住宅用地特例解除の対象になります。

つまり、空き家を放置しておく、固定資産税が高くなる可能性があります。

空き家を 放っておくと、 かえって お金 ¥ がかかる？

空き家を放置すると、お金がかかる場合があります。人が住んでいない、メンテナンスを行っていない住宅は、傷みが早く、傷みが進行した住宅の場合、いざ、空き家を活用しようと思っても、改修や修繕、雑草の除去、害虫駆除等で多額の費用がかかってしまい、資金繰りに苦労したり、諦めなければならぬことがあります。



「特定空家」「管理不全空家」となる前に、適切に管理・活用しましょう!

第2章

空き家化の予防



空き家化の予防(空き家になる前にできること)

■所有者の場合

●不動産登記

相続登記がされておらず、前所有者の名義のままになっていることが多々あります。まず、現在の登記が現所有者となっているかを確認しましょう。

また、令和6年4月1日から相続(遺言を含む)登記が義務化されました。相続によって不動産(土地・建物)を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。



法務局「相続登記」
について

●遺言書(相続)

遺言書に書かれた内容は法定相続より優先されるので、きちんと遺言書を残し、誰にお持ちの住まいを引き継いでもらいたいかが明確にしておきましょう。ただ遺言書には守らなければならないルールや必要な手続きがあるので司法書士等の専門家に相談しましょう。

また、自身で作成した遺言書を法務局で保管する「自筆証書遺言書保管制度」があります。遺言書を書くのが難しい場合は、法的な拘束力はありませんが、自らの意思を残しておくエンディングノートを作成するののも一つの方法です。



法務省
「自筆証書遺言書保管制度」
について

第3章

空き家になってしまったら

■空き家の管理

所有者または所有者に代わる管理者が定期的に建物の状況を確認し、お手入れを実施しましょう。大雨や台風、地震の後の点検も行いましょう。

雨漏りなどを発見した場合は早期の修繕が必要です。放置していると、構造部材などが腐食するなど急激に劣化するおそれがあります。

チェック項目～空き家を適切に管理されていますか？～

- 屋根 …… 屋根材のズレ、割れ 等
- 軒裏 …… 軒天材の剥がれ 等
- ベランダ …… 床材の腐朽、手すりのサビ、ぐらつき 等
- 外壁 …… 外壁材の穴、剥がれ、浮き 等
- 基礎・土台 …… ヒビ、割れ、腐朽 等
- 家まわり …… 草木の繁茂、衛生害虫の発生 等
- 家の中 …… 雨漏り、床の傾き、カビの大量発生 等
- 雨樋 …… 水漏れ、割れ、剥がれ 等
- 窓 …… 割れ、ヒビ、開閉不具合 等



参考:平成30年11月発行大磯町マイホームとあなたのためのプランニングノート

よくある質問

Q. 空き家を相続したのですが、住む予定がありません。
どうしたらいいのでしょうか？

A. 放置しておくとは様々な問題を引き起こす可能性がありますので、少なくとも定期的な管理が必要です。また、人が住んでいた方が建物自体の傷みも少なく、適切に管理されることにもなりますので、ご自身で使う予定がない場合は、賃貸や売却等も検討されてはいかがでしょうか。



姫路市
空家バンクに
ついて



空き家の譲渡所得
3000万特別控除に
ついて

Q. 近所に空き家があるのですが、市で解体してもらえますか？

A. 私有財産は所有者に管理する責任があります。市で解体は行っていません。

Q. 解体費用はいくらぐらいかかりますか？

A. 一般的に、木造2階建て100㎡の住宅で少なくとも150万円程度は必要といわれています。ただし、著しく老朽化している場合や重機や大型トラック等が使用できない場合など敷地や道路等の状況によっては、費用が高くなる場合があります。



姫路市解体
補助金制度について

Q. 業者を紹介してもらえますか？

A. 姫路市では紹介、斡旋、仲介等は行っていません。

「ひょうご空き家対策フォーラム」(☎078-325-1021)をご活用ください。



ひょうご空き家対策
フォーラムのHPはこちら

その他お問い合わせ先

姫路市役所 住宅課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 本庁舎5階 ☎079-221-2642

FAX:079-221-2639

空き家相談窓口

◆ひょうご空き家対策フォーラム

不動産流通及び専門士業団体で構成されており、空き家の総合相談窓口を無料で
行っているほか、各団体に所属する事業者等の紹介を行っています。

☎078-325-1021

◆機関

● 防火……………姫路市消防局予防課……………☎079-223-9532

● アライグマ等……………姫路市北部農林事務所 鳥獣対策担当……………☎079-336-4412

● 害虫(蜂等)……………姫路市保健所衛生課……………☎079-289-1633

● 防犯……………各警察署……………(姫路)☎079-222-0110

(飾磨)☎079-235-0110

(網干)☎079-274-0110

● 登記……………神戸地方法務局 姫路支局……………☎079-225-1915(予約制)

● 相続……………兵庫県行政書士会……………☎078-371-6361

● 登記、相続……………兵庫県弁護士会 姫路支部……………☎079-282-8458

兵庫県司法書士会総合相談センター……………☎078-341-2755

「家じまいをどうするか？一緒に考える誰かがいてくれる。」それだけで、少し楽になります。

家のこと、あなたひとりで抱えなくて大丈夫です。

壊すか？残すか？売るか？活かすか？

その迷いに、話し相手がいるだけで、心が少し軽くなることがあります。

私たちは、不動産屋、法律家、税理士、工務店、解体業者、そして片付けや処分の専門業者までつながるネットワークを持つ、住まいの終活を応援するチームです。

家族には言えない気持ちも、誰にも相談できなかったことも、どうか私たちに話してみてください。

「実家じまい」や「空き家対策」の専門家として、そして一人の“聞き手”として、寄り添い、あなたの家族の最良の選択肢を提案します。

前進にはきっかけが、決断には誰かの言葉の後押しが必要です。

もし、あなたが誰かに話すことで、「これからのことを整理してみたい。」と思われたら、今すぐ個別相談の申し込みをしてください。



住まいの終活アドバイザー
松下
宅地建物取引士

不動産のことはもちろん、介護や相続準備など幅広く体験があります。

住まいの終活サポーター
岩木

不動産管理、不動産取引について色々お手伝いします。

住まいの終活アドバイザー
早柏

宅地建物取引士
30年以上の不動産取引経験を生かして細かな提案をします。

代表取締役 森下

一級建築士

創業50年の工務店経営者。専門家のネットワークを持ち、家族間の問題にも精通。

私たちが、お手伝いできること。得意なこと。

- ①不動産調査・査定 ②不動産売買・仲介 ③建物調査 ④解体調査・見積 ⑤耐震診断・耐震補強工事 ⑥実家リノベーション工事 ⑦実家リフォーム工事 ⑧介護・バリアフリー工事 ⑨建替工事・新築工事 ⑩相続相談・家族会議ファシリテーター ⑪遺言書作成支援 ⑫家族信託 ⑬弁護士・司法書士・税理士の紹介 ⑭片付け処分・遺品整理 ⑮仏壇じまい・墓じまい

住まいの終活相談カウンター兵庫



株式会社モリシタハウス
姫路市山吹2丁目12番30号
akiya@m-house.co.jp

モリシタハウス 検索

宅建業許可：兵庫県知事(13)第450028号

今すぐ、無料個別相談。

電話での申し込みはこちら▼

079-260-8878

Webフォームでの
申し込みはこちら▶



第4章 人生会議



「人生会議」という言葉を聞いたことがありますか？

「人生会議」とは、もしもの時のために、本人が家族や信頼できる人たち、医療や介護の専門職と一緒に人生の最終段階における医療・ケアおよび自分らしい生き方について繰り返し話し合うという取り組みのことをいいます。

●人生会議の手順(例)



最期まで自分らしく暮らすために、知っておきたいこと、考えてほしいことがあります。

あなた自身が自分らしく暮らしていくために、ご家族やあなたの大切な人、信頼している人、あるいは医療・介護関係者と話し合い、あなたの思いの共有をはじめませんか？

第5章

終活支援事業

～人生の結びへのマイプランニング～

人生の終焉において、自身の意見が尊重され、最期まで安心して、いきいきとした生活を送ることができるよう、自身の意思を市に登録する終活情報登録や、葬儀や納骨の相談先を案内するエンディングサポートを行います。

相談は、予約制です。相談を希望される際は、予め電話予約をお願いします。

終活情報登録

ご自身が希望する情報を市に登録することができます。
万が一の場合に、希望する相手や医療機関等へ登録情報を提供します。

対象者

姫路市民(年齢・所得等の制限はありません。)

登録内容

- ・緊急連絡先
- ・かかりつけ医
- ・延命措置に関すること
- ・生前契約した葬祭事業者
- ・エンディングノートの保管先 など

ご自身が希望される内容を登録していただけます。



エンディングサポート

葬儀や納骨の相談先をご案内します。身寄りのない方や高齢夫婦など、ご自身の葬儀等に不安のある方は一度ご相談ください。

対象者

所得等の制限があります。



お問い合わせ

姫路市役所 高齢者支援課 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 本庁舎2階
☎079-221-2306 / FAX:079-221-2444

第6章

わたしのこと



わたしの基本情報

記入日

年 月 日

フリガナ

生年月日

名 前

大正
昭和
平成

年 月 日

住 所 〒 -

都・道
府・県

市・区
郡

本 籍

電話番号 ☎ () -

携帯電話番号 ☎ () -

メールアドレス

パソコン @

携帯電話 @

メモ

※書き足りないこと等を自由にお書きください。

おもいで・あしあと

記入日

年 月 日

誕生時 ※例：名前の由来等

幼少期

青春時代

その他の時代

学歴

職歴

これまで住んだ家・場所

大切な思い出

今のわたし

記入日

年 月 日

趣味・特技

好きな食べ物

好きな花

好きな音楽

好きな本・映画

宝物・コレクション

これからやりたいこと・行きたい場所・会いたい人



健康状態

記入日

年 月 日

● **かかりつけの病院** ※主治医にチェック を入れてください。

病院名・科

電話番号 ☎ () -

医師名

病 名

病院名・科

電話番号 ☎ () -

医師名

病 名

病院名・科

電話番号 ☎ () -

医師名

病 名

メモ

※書き足りないこと等を自由にお書きください。



第7章

もしもの時は



病気の時は

記入日

年 月 日

●告知について ※チェック を入れてください。

- 病名・余命を告知してほしい 病名のみ告知してほしい
 家族等にまかせる その他

●延命治療について ※チェック を入れてください。

- 可能な限り延命治療を受けたい 回復の見込みがなければ延命治療を希望しない
 苦痛を少なくすることを重視する その他

●終末期医療について ※チェック を入れてください。

- 自宅で過ごしたい 病院で看護を受けたい
 ホスピスで過ごしたい その他

●臓器提供・献体について ※チェック を入れてください。

- 臓器提供意思表示カードを持っている 臓器提供・献体を希望しない
 献体の登録をしている 登録先:
 その他

●私が判断できない時は

私の治療方針については、

名前:

続柄:

連絡先:

の意見を尊重して決めてください。

介護が必要な時は

記入日

年 月 日

● **介護をお願いしたい人** ※チェック を入れてください。

<input type="checkbox"/> 配偶者	名前:	
<input type="checkbox"/> 子ども	名前:	
<input type="checkbox"/> その他	名前:	関係:

● **介護してほしい場所** ※チェック を入れてください。

<input type="checkbox"/> なるべく自宅を希望する	
<input type="checkbox"/> 病院・施設	名称・場所等:
<input type="checkbox"/> お任せする	

● **介護の費用** ※チェック を入れてください。

<input type="checkbox"/> 私の預金や年金等でまかなってほしい	
<input type="checkbox"/> 用意してある	保管場所等:
<input type="checkbox"/> その他	

お問い合わせ先

姫路市役所 介護保険課 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 本庁舎2階

● 要介護・要支援認定 …………… ☎079-221-2447

● 介護保険サービスの利用 …… ☎079-221-2449

認知症等で判断能力がないとみなされると、福祉サービスの利用や行政手続きの他、預貯金の引き出しや不動産の売却等の、資産管理や活用ができなくなってしまいます。家族も資産を動かすことができないので、「いざというときは家族に任せよう」と考えて何も対策をしないでいると、思わぬトラブルにつながる可能性があります。



次のページで、もしもの時に備えて資産の活用方法を定めておきましょう。➔

判断能力が低下した時は

記入日

年 月 日

- 財産管理などをお願いしたい人 ※チェック を入れてください。

<input type="checkbox"/> 配偶者	名前:	
<input type="checkbox"/> 子ども	名前:	
<input type="checkbox"/> その他	名前:	関係:

- 財産管理をお願いする場合に利用したい制度 ※チェック を入れてください。

<input type="checkbox"/> 法定後見制度(※1)	<input type="checkbox"/> 任意後見制度(※1)
<input type="checkbox"/> 財産管理委任契約	<input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業(※2)
<input type="checkbox"/> 民事信託(※3)	<input type="checkbox"/> 特にない

※1 成年後見制度(法定後見制度・任意後見制度)について

判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

*法定後見制度・・・本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度

*任意後見制度・・・本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務(本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務)の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度

(法務省ホームページ「成年後見制度・成年後見登記制度」より抜粋)

※2 日常生活自立支援事業について

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

(厚生労働省ホームページ「日常生活自立支援事業」より抜粋)

※3 民事信託について

営利を目的とせず、資産の管理を家族や親族等の信頼できる人に託す制度です。弁護士や司法書士、行政書士等の専門家へご相談ください。

相談窓口

〒670-0955 姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館2階

成年後見制度
について

姫路市成年後見
支援センター
☎079-262-9000

日常生活自立支援
事業について

姫路市社会福祉協議会
総合相談支援課
☎079-280-2224

昭和45年創業、地域密着のサービスを提供します

そうぞくの相談窓口

税理士法人 佐藤会計事務所

当事務所では、相続に関して、
相談・手続き・申告、そしてアフターサポートまで、
すべてを経験豊富な**相続専門の税理士**が対応しています。
お困りのことがございましたら、
お気軽にご相談ください。

代表税理士 豊田 智美【近畿税理士会所属】

1

相続専門の
税理士がいます

2

寄り添いと真心を
大切にしています

3

土曜日のご相談も
可能です
※事前予約制

4

各種専門家と
連携しています

5

女性の税理士が
在籍しています

6

申告書は、
永久保存いたします

ご存知ですか？

「現状を知る」ことが相続対策
の第一歩です。
財産だけでなくお客様の
「思い」をつなげるお手伝いを
させていただきます。



税理士法人
佐藤会計事務所
Sato Tax and Accounting Firm

Tel.078-251-6721



▶ **初回ご相談は無料です。** ◀

お電話にてお気軽にお問合せください。

受付時間 平日 9:00~17:00 定休日 土曜・日曜・祝日・年末年始

神戸事務所

住所▶ 〒651-0084 兵庫県神戸市中央区磯辺通
2-2-10 ワンノットトレスビル 8F
電話▶ 078-251-6721

小野事務所

住所▶ 〒675-1378 兵庫県小野市王子町
800-1 小野商工会館1F
電話▶ 0794-63-3548

第8章

エンディング



葬儀のこと

記入日

年 月 日

●葬儀の場所・規模 ※チェック を入れてください。

お任せする

希望がある

名称・場所・規模(出席者)等:

その他

●喪主について

任せたい人

●葬儀の形式

宗教・宗派

●香典 ※チェック を入れてください。

いただく

辞退する

●供花 ※チェック を入れてください。

いただく

辞退する

●遺影 ※チェック を入れてください。

お任せする

用意してある

保管場所:

●葬儀の費用 ※チェック を入れてください。

私の預金や年金等でまかなってほしい(※)

用意してある

保管場所等:

その他

※預金凍結中は引出しができませんが、一定の範囲内であれば、相続人単独で預貯金の払い戻しを受けることができます。

供養について

記入日

年 月 日

● 供養の方法 ※チェック を入れてください。

- 一般墓地 永代供養 納骨堂 樹木葬
 希望なし その他

名称・場所等：

● 供養にかかる費用 ※チェック を入れてください。

私の預金や年金等でまかなってほしい(※)

用意してある 保管場所等：

その他

※預金凍結中は引出しができませんが、一定の範囲内であれば、相続人単独で預貯金の払い戻しを受けることができます。

遺言書について

記入日

年 月 日

● 遺言書の有無 ※チェック を入れてください。

作成していない 作成している 保管場所：

作成している場合は、以下種別のいずれかにチェック

自筆証書遺言

作成日： 年 月 日

公正証書遺言

作成日： 年 月 日

その他

作成日： 年 月 日

※公正証書遺言以外の遺言書は、家庭裁判所で検認手続きをとってください。
封がされている場合は家庭裁判所で開封してもらいましょう。
ただし、自筆証書遺言書保管制度(令和2年7月10日～)により、法務局に保管してある自筆証書遺言は、検認手続きの必要はありません。

※詳しくは、3ページの第2章 空き家化の予防(遺言書)をご確認ください。

もしもの時の連絡先リスト

記入日

年 月 日

名前(フリガナ)	関係	住所・電話番号	備考
()		〒 - ☎() -	
()		〒 - ☎() -	
()		〒 - ☎() -	
()		〒 - ☎() -	

渡したいもの

記入日

年 月 日

* 何を

* 保管場所

* 誰に

* 連絡先

* 何を

* 保管場所

* 誰に

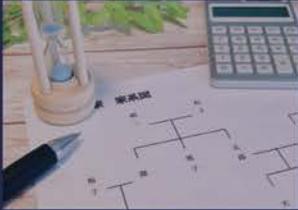
* 連絡先

- エンディングノートを家族のために残そうと思っている方へ
- エンディングノートをお読みになるご家族へ

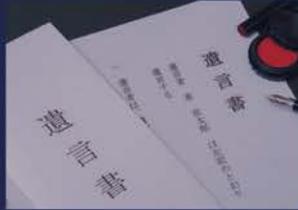


HIMEJI SOUZOKU.
 税理士法人 松岡・野田コンサルティングが
 相続(相続手続・相続税申告)のご依頼をお受けします。

エンディングノートを
 「書く」or「読む」にあたり、
 こんな事でお困りではないですか？



大切な家族が相続で
 困らないようにしたい



遺産分割で揉めない
 ようにするためには？



相続税がいくらかかるのか
 知りたい

相続はあとあと揉めないためにも、事前に
 準備をしておくことが重要です。
 また、実際に相続が発生した場合において
 も、専門知識を用いた迅速で円滑な手続が
 必要となります。
 当税理士法人では、相続に特化した専門
 の税理士が、ご相談内容に応じ、最適な方法
 をご提案します。



HIMEJI SOUZOKU.

税理士法人 松岡・野田コンサルティング -Himeji Office-



Himeji Office MAP



JR東姫路駅より200m

姫路オフィス 兵庫県姫路市阿保乙16番地
 TEL | 079-287-0160 FAX | 079-244-1375

岡山オフィス 岡山市北区伊福町1-17-3 TEL | 086-250-7107 FAX | 086-250-7108

HIMEJI SOUZOKU.HP>>>
<https://www.alice-accounting.net/sonzoku/ain.html>



第9章

大切な人たち



家族・親族 記入日 年 月 日

わたしの家系図



ペットのこと

※ペットの引き取りをお願いしたい場合は、事前に相手に依頼しておきましょう。飼育費用を信託する、ペットのための信託もあります。司法書士や弁護士など、専門家に相談してみると良いでしょう。

名前 ペットの種類 犬・猫・その他

生年月日 性別 かかりつけの動物病院

私にもしものことがあったら ※例：○○さんに引き取ってもらいたい 等

家族・親族へのメッセージ

記入日

年 月 日

さんへ メッセージ (続柄/)

さんへ メッセージ (続柄/)

友人・お世話になった方へのメッセージ

記入日

年 月 日

さんへ メッセージ (関係/)

さんへ メッセージ (関係/)

第10章

財産について



資産と負債

記入日 年 月 日

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等		備考

第11章

おくやみガイド

お亡くなりになられた後の手続きについて(市役所内での手続き)

死亡届は、死亡の事実を知った日から7日以内に、死亡地、死亡者の本籍地または届出人の所在地のいずれかの市区町村の担当窓口へ届出をしてください。死亡届の提出は葬祭業者が代行することが多いため、依頼される葬祭業者にご確認ください。ご遺族は、死亡届の手続きをされた後も、様々な手続きを行う必要があります。

▼手続きの一例をご案内します。

葬祭費の支給申請について

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入されていた場合は、申請により葬祭を行った人に支給されます。請求の時効は葬祭執行日の翌日から2年です。



国民健康保険



後期高齢者
医療保険

年金加入者・年金受給者の手続きについて

年金加入者や年金受給者の方がお亡くなりになると、ご遺族の方は、年金の手続きが必要な場合があります。死亡された方の年金加入状況や受給中の年金の種類によって、手続きや必要な書類が異なりますので、それぞれの加入先でご確認ください。



日本年金機構

世帯主の変更について

世帯主の方がお亡くなりになられた場合、世帯主変更の手続きが必要な場合があります。亡くなられた方が、1人世帯の場合や2人世帯でその世帯に残った方が1人しかいない場合は、手続きは不要です。なお、3人以上の世帯の場合は、市役所が死亡届の届出人や世帯構成から、一旦世帯主を変更します。他の世帯員に世帯主を変更される場合は、世帯主変更の届出が必要です。



市役所等発行の各種証書類について

介護保険被保険者証、障害者手帳、福祉医療費受給者証、印鑑登録証、年金証書やその他市役所から交付された証書類は返還していただきます。生前から整理しておくことで、ご遺族の負担が軽減されるかと思います。

固定資産税について

賦課期日(1月1日)までに相続登記(登録)が完了されていないときは、相続人が納付義務者となります。この場合、相続人の中から代表して納税される方を決めていただき、資産税課に届出が必要です。



固定資産税に関する申告、申請

住民税について

住民税は毎年1月1日(賦課期日)現在、姫路市に住んでいる人に対して前年中(1月1日から12月31日)の所得に基づき課税されます。1月2日以降にお亡くなりになられた方に対しても前年中の住民税が課税され、相続される人が納税義務を引き継ぐことになります。



亡くなられた人の住民税について

その他の手続きについて、姫路市に住民登録されていた場合は、市役所内での手続きに関する案内として『おくやみハンドブック』があります。『おくやみハンドブック』では手続きの担当課や必要な持ち物を掲載していますので、手続きの際にご活用ください。また、『おくやみハンドブック』は姫路市のホームページに掲載しています。



おくやみ
ハンドブック

お問い合わせ

姫路市役所 住民窓口センター 届出・戸籍担当

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 本庁舎1階 ☎079-221-2365

その他の手続きについて(市役所以外での手続き)

お亡くなりになられた方が生前に契約されていた電気、ガス、水道などの公共料金の解約や名義変更、スマートフォン・インターネット・クレジットカード等の解約、運転免許証やパスポート等の返納の手続きもあります。生前から整理しておくことでご遺族の負担が軽減されるかと思います。

法定相続情報証明制度

相続手続きをスムーズにするための制度「法定相続情報証明制度」があります。相続手続きをするにあたっては、亡くなられた方の相続関係書類として、戸籍謄本の提出が必要になり、被相続人と相続人全員分の戸籍を準備する必要があります。相続登記や預金の払い戻し等、相続手続きが複数ある場合には、便利な「法定相続情報証明制度」があります。

この法定相続情報証明制度は、相続人から相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）とともに、戸籍・除籍謄本などを登記所に提出すると、登記官が確認した上で、その一覧図に認証分を付した写しを無料で交付してもらうことができ、相続手続きをスムーズに行うことができます。

また、登記申請書の添付情報欄に法定相続情報番号を記載された場合、法定相続情報一覧図の写し（証書の原本）の添付を省略できるようになりました。（不動産登記以外の手続きでは、法定相続情報番号はお使いいただけません。）

▼詳しくは、法務局のホームページでご確認ください。

※相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は各機関にご確認ください。

法務局
「法定相続情報証明制度」
について



法務局
「法定相続情報証明制度」の
具体的な手続きについて



相続登記手続案内について

法務局では、完全予約制による相続登記手続案内があります。

不動産に関する相続手続きをご自身でされる場合、登記の申請書と法定相続証明制度の様式・作成方法は法務局ホームページからダウンロードできますので、ご覧になった上で、ご不明な点がございましたら、電話又は窓口で「相続登記手続案内」の予約をお申込みください。

申請書等の
作成がむずかしい、
時間がない等の方は、
司法書士等の専門家に
ご相談ください!



詳しくは法務局の
ホームページでご確認ください。

神戸地方
法務局
登記手続案内



施設へのお引越してから、家一軒丸ごとのお片付けまで

空き家整理

生前整理

ハウス
クリーニング

遺品整理

建物の
解体・売却

お困りごとは ありませんか？

荷物を整理する時間がない…
何から始めて良いかわからない…
そんな方々に代わり、経験豊富なスタッフが
一つ一つ、心を込めて丁寧に整理いたします。



プラバーズ 2つのお約束



ご遺族の心に寄り添った 丁寧な対応

「ゴミではなく、全てが大切なご遺品である」を基本に、ご遺族の立場にたって、一つ一つ丁寧な対応を心がけています。荷物の整理はもちろん、ご遺族の「心の整理」を目指します。



整理の中で生まれる品々の 有効活用

プラバーズでは、使用可能な家具・家電などは福祉団体を通して高齢者・生活困窮の方々に寄付をしております。大切な方が愛用されてきた品々を、ゴミとして処分せず、リサイクルを行うことで有効に活用することができます。



Before

After



Before

After

兵庫県全域対応！
まずはお気軽にご相談ください！

ご相談・
お見積り **無料!**

プラバーズ  **0120-690-594**

所在地 ▶ 〒671-0101 兵庫県姫路市大塩町421 代表 ▶ 079-229-8877 FAX ▶ 079-229-8878
E-Mail ▶ info@plovers.jp HP ▶ http://plovers.jp/

遺品整理 プラバーズ

検索

遺品整理士認定協会 遺品整理士 ISO2511 遺品整理士認定協会認定 優良事業所認定 ※一般廃棄物の収集・運搬、処理に関する業務は自治体の許可業者が行っております。※解体・売却は専門業者と連携して行います。

アカシカ住宅は

思い出の家を “未来”につなげる お手伝いをします。

空き家・土地・田畑・山林の買取はおまかせください

長年、大切にしてきた我が家。
子どもが独立し、誰も住まなくなった実家や土地をどうすればいいのか
そんな時に頼っていただける存在でありたいと、私たちは考えています。

空き家から田畑などの大きな土地まで、地元・姫路で実績豊富な
アカシカ住宅が、迅速・丁寧な買取対応でお応えします。

※当社の調査、査定の結果、物件の状態等により買取をお受け出来ない場合がございます。
その際は速やかにご連絡申し上げます。



築古年の家

こんな **お悩み** は
ありませんか？

- 相続した家をもそのままにしている
- 空き家・空き地の維持や管理が大変
- 売却したいけれど、手続きや費用が心配

面倒な手続きもおまかせください

売却にかかる諸費用は不要

登記・測量・手続きも当社負担

最短で現金化も可能

スピーディーにご対応します

手間なく安心の買取

面倒なやり取りはすべて当社が代行

地域密着のサポート

地元の不動産会社ならではの安心体制



空き地



古いアパート・マンション

土地・田畑をお持ちの方へ

使われていない土地や田畑を丁寧に査定し、
積極的に買取いたします。



放置したままの
思い入れのある
遠方の土地



古い家が建っていて、
草が伸びたままでも
大丈夫？

そんなご相談からでも、
どうぞお気軽にお声かけください。

秘密厳守・ご相談・査定・お見積り無料

0120-834-956

株式会社
1467 アカシカ住宅

宅地建物取引業許可/兵庫県知事(9)第450577号
建設業許可/(特-6)第456820号

■受付/9:00~18:00 ■定休日/水曜日・木曜日
姫路市辻井1丁目2番22号



宅地・農地・山林・空き地等の直接買取
相続不動産や使用予定のない土地のご相談
接道条件の悪い土地・古家付き案件のご相談も可能です

HPは
コチラ





将来、家族に負担をかけずに、資産をスムーズに引き継げるようにしておきたい。
でも、手続きは難しそうだし、
誰か頼りになる人はいないだろうか？



自分の「もしも」の時の備えは **相続手続きに強い** 杉本英哉司法書士事務所へ

ご自身に「もしものこと」があった時には、不動産の名義変更など、相続人が行うべき手続きが数多くあります。遺された方の負担にならないよう、生前のうちに準備しておきませんか？
当事務所は、姫路市役所の近くにある地域密着型の司法書士事務所として、相続や不動産登記に関する手続きを丁寧にサポートしています。

相続手続き、まとめて対応できます

相続に係る煩わしい手続きをワンストップで対応。各専門機関との調整も含め、安心してお任せいただけます。

対応業務

- 相続人調査
- 遺産分割協議書の作成
- 不動産の登記名義人変更
- 預貯金の解約
- 相続放棄
- 遺言書作成 など

地域の皆さまの
「頼れる窓口」に

地域の皆さまの想いを大切に、「円滑な相続と登記手続きのサポート」を行っています。ぜひ一度お問い合わせください。

事前相談もお受けしています

お問い合わせは
こちらから

☎079-240-6316

E-mail info@sugimoto-office.jp

お問い合わせフォーム



姫路市役所から徒歩1分

杉本英哉司法書士事務所

〒670-0955 姫路市安田四丁目64番地

営業時間 9:00~18:00 定休日 土日祝

ホームページは
こちらから



大切な人を 大切に介護 させていただきます。

サンライフさくらひめじは、
小規模施設ならではのアットホームな特徴を
最大限に活かした介護付有料老人ホーム。
居室や共有設備にも、介護設計の最先端と
皆様に安心して生活していただくための
設備を整えております。

終身
介護

ダイニング

居室

個室入口

浴室

入居者様 募集中

ご見学・体験入居
随時受付中

月額利用料

Aタイプの場合

① 197,212円

② 247,212円

※別途介護保険自己負担費用
※①は入居一時金方式、
②は敷金方式



サンライフさくらひめじの4つの安心



手厚い介護サービス

法律基準(入居者数:職員数)
3:1に対し1.5:1の**2倍の介護
人員を配置**し、きめ細やかに
対応。「住まい」を考えたフロ
ア毎の専任制。顔なじみの
スタッフが24時間、365日、生
活を支えます。

安心の協力医療体制

自立の方から要介護5の方まで
入居できます。提携の医療機
関と協力し、毎日の健康を
しっかりとサポート。最期まで
お世話させていただきます。

少人数のユニット型

顔なじみのスタッフによる介
護で安心して暮らしていただ
けます。1F/14名・2F/17名・
3F/17名合計48名なので、き
め細かい気配りができます。

手作りの美味しい食事

直営の厨房で、栄養士が立てた
献立に沿って**栄養管理の整っ
た食事**をご提供しています。



介護付有料老人ホーム

サンライフさくらひめじ
TEL.079-291-6500

〈さくらケアサービス株式会社〉一般型特定施設入居者生活介護
兵庫県指定第2874005834号

〒670-0992 姫路市福沢町115番地

◎詳しくはホームページをご覧ください。

さくらひめじ

検索



【概要】●施設類型/介護付有料老人ホーム(一般型特定施設入居者生活介護)●居住の権利形態/利用権方式●利用料の支払い方式/要支援・要介護の方:選択方式、自立の方:月払い方式●入居時の要件/入居時:自立、要支援、要介護●介護保険の種類/兵庫県指定介護保険特定施設(一般型特定施設)●居室区分/全室個室●介護にかかわる職員体制/1.5:1以上●土地・建物の権利形態/借地●介護保険事業所番号/2874005834●提携医療機関/医療法人社団 網島会 厚生病院(診療科目:内科・眼科・整形外科・皮膚科・心療内科(協力内容)急患発生時・緊急時の対応)●入院診療・外来診療/年1回の健康診断 医療法人松蔭会 入江病院(診療科目:内科・外科・胃腸科・泌尿科・整形外科・肛門科・泌尿器科・リハビリテーション科・麻酔科(協力内容)急患発生時・緊急時の対応、入院診療・外来診療)●井上内科医院(診療科目:内科(協力内容)急患発生時・緊急時の対応・外来診療)●医療費その他の費用は入居者の自己負担●介護職員体制/週40時間換算で約19.5人、夜間19時～翌7時まで介護職員3名(各フロア1名)、看護職員0名(※R7.9月末時点、自立者の利用者は居りません)●月額利用料/(Aタイプ)①入居一時金方式197,212円(内訳)●家賃30,000円●食費59,784円(厨房管理費27,384円/月、食材費1,080円/日)●管理費36,428円(事務管理部門の人員費・事務費、健康管理費)●共益費38,000円(水道光熱費(共用部分)、運営諸経費、共用施設の維持管理費)●手厚い介護費33,000円(内訳)●家賃80,000円●食費59,784円(厨房管理費27,384円/月、食材費1,080円/日)●管理費36,428円(事務管理部門の人員費・事務費、健康管理費)●共益費38,000円(水道光熱費(共用部分)、運営諸経費、共用施設の維持管理費)●手厚い介護費33,000円、(Bタイプ)①入居一時金方式202,212円(内訳)●家賃35,000円●食費59,784円(厨房管理費27,384円/月、食材費1,080円/日)●管理費36,428円(事務管理部門の人員費・事務費、健康管理費)●共益費38,000円(水道光熱費(共用部分)、運営諸経費、共用施設の維持管理費)●手厚い介護費33,000円②敷金方式247,212円(内訳)●家賃90,000円●食費59,784円(厨房管理費27,384円/月、食材費1,080円/日)●管理費36,428円(事務管理部門の人員費・事務費、健康管理費)●共益費38,000円(水道光熱費(共用部分)、運営諸経費、共用施設の維持管理費)●手厚い介護費33,000円 ※手厚い介護費について、要介護者等1.5人に対し、週40時間換算で介護・看護職員1人以上を配置して提供するサービスのうち、介護保険給付(利用者負担を含む)による収入でカバーできない額に充当するものとして、合理的な根拠に基づきます。



名古屋山ホール



姫路中央ホール



広畑ホール



姫路西ホール

家族葬の葵会館

こころの会の
会員制度に

お得な長期割特典

先々の不安を今から安心へ

こころの会 入会金 **10,000円**
会員制度

年会費 **無料**

月掛金 **不要**

「こころの会」会員入会金の一部(2,000円)を「フードバンクはりま」に寄付させていただいております。是非ともご支援にご協力ください。



一般価格

会員 **20%割引**

ご入会で
一般価格から
20%OFF

会員
価格

早めのご入会でお得と安心を!

入会年数によって葬儀基本プランから割引させていただきます。

●最終入会日～お葬式実施の期間が

※個人入会年数に限る。
※1年目の割引適用はございません。

3%
割引

2年目～
5年目で

5%
割引

6年目～
10年目で

7%
割引

11年目～
20年目で

**最大
10%**
割引

21年目
からは



ずっと
お得!

(利用年数)

無料 ご葬儀事前相談

葬儀や入会についての事前相談を完全予約制にて
行っております。お気軽にご相談ください。

お申込み受付中

ご予約は下記の電話番号からお願いいたします。
受付時間 / 9:00～18:00

- 仏壇・墓じまいについて
- 葬儀について
- 入会について
- 事前葬儀見積 などなど
どんなことでもご相談ください!



葵会館

お客様
コール
センター

0120-81-5562

ホームページも
ご覧ください。

<http://www.kokoro-aoi.com/>



こころの会 葵会館 | 検索



名古屋山ホール

住所: 姫路市車崎1-13-6

姫路中央葵会館

住所: 姫路市南畝町24-1

広畑葵会館

住所: 姫路市広畑区高浜町2丁目29-2

姫路西葵会館

住所: 姫路市余部区下余部119-1

年中無休
24時間受付

直葬・家族葬・一般葬・自宅葬・法要など、幅広く
対応しております。お気軽にご連絡ください。